

市県民税・国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険の申告

申告・受付会場

受付時間 午前9時～11時30分 / 午後1時～4時

地 区	申告受付日	場 所
福重	1日(月)	福重住民センター
萱瀬	2日(火)	萱瀬住民センター
西大村	3日(水)～5日(金)	中地区住民センター
竹松	8日(月)～10日(水)	竹松住民センター
三浦	12日(金)	三浦住民センター
鈴田		鈴田住民センター
松原	15日(月)	松原住民センター
大村	16日(火)～26日(金)※土日を除く	市役所2階大会議室

※上記期間以外は、3月1日(月)～15日(月)(土日を除く)、市役所2階大会議室で受け付けます。

申告が必要な人

平成22年1月1日現在、市内に住所を有している人で次に該当する人

- 営業、農業、不動産、その他事業収入のあった人
- 給与所得者で、給与のほかに収入のあった人
- 前年中(平成21年中)退職した人で、再就職していない人
- 公的年金受給者で、社会保険料、医療費などの所得控除を受ける人や、ほかに収入があった人
- 日雇い、パート、アルバイトなど前年中に収入があった人
- 国民健康保険の世帯主とその加入者で、前年中に収入があった人
- 後期高齢者医療保険の加入者で、遺族年金、障害年金、恩給などの非課税所得のみの収入があった人

申告の必要がない人

- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が市税務課に提出された人
- 公的年金収入だけの人で、各種所得控除の必要がない人

申告に必要なもの

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- その他に収入がある人は、その所得がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

平成22年度の市・県民税と平成21年分の所得税申告の時期です。この申告は、平成22年度に納めていただく市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。次の日程で受け付けますので、期限内に必ず申告してください。

申告はお早めに

● まもなく税の申告受付が始まります

申告期限
3/15月

所得税の確定申告

■市役所会場(大会議室)

・所得税の申告 2月16日(火)～3月15日(月)
※受付時間は午前9時～午後4時
(午前11時30分～午後1時は受付できません)

■諫早税務署会場

・所得税・贈与税の申告…3月15日(月)まで
・消費税の申告…3月31日(水)まで
・還付の申告…随時受付します

■申告書郵送の場合のあて先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

■申告時の注意事項

・市役所会場では事業(青色申告など)、譲渡(土地、株式など)の申告は受付できません。
・農業、不動産、営業などの申告は、会場が大変混み合いますので、あらかじめ収支内訳書は整理してお越しください。
・所得税を納付書で納税される場合の納期限は3月15日(月)です。

問い合わせ 諫早税務署 ☎1370

住民税の住宅ローン控除について

1 平成11年～平成18年末までに入居した人は
(税源移譲に伴う特別措置)
申告は原則不要です

対象者

- ① 居住開始年月日が平成11年から平成18年末までで、平成21年分申告(年末調整および確定申告)において所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ② 平成21年分所得税の申告において、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

2 平成21年～平成25年末までに入居した人に
新たな制度が創設されました
申告は原則不要となります

対象者

- ① 居住開始年月日が平成21年から平成25年末までで、平成21年分申告(年末調整および確定申告)において所得税の住宅ローン控除を受けている人。
 - ② 平成21年分所得税の申告において、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。
- 控除額** 次のいずれか小さい額
- ・ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。
 - ・ 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)。

個人住民税の寄附金控除の対象が広がりました

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、地方自治体が条例で指定した寄附金が新たに控除対象となりました。

控除対象

- 1 地方自治体に対する寄附金(ふるさと納税含む)
 - 2 日本赤十字社長崎県支部に対する寄附金
 - 3 長崎県共同募金会に対する寄附金
 - 4 所得税法の規定に基づく次の①～⑦に該当する法人並びに租税特別措置法の規定に基づく次の⑧に該当し、県内に事務所・事業所を有する法人に対する寄附金
- ① 国立大学法人
 - ② 独立行政法人
 - ③ 地方独立行政法人
 - ④ 公益社団法人・公益財団法人
 - ⑤ 学校法人
 - ⑥ 社会福祉法人
 - ⑦ 更生保護法人
 - ⑧ 国税庁長官からの認定を受けた認定特定非営利活動法人

寄附金控除額

寄附金額から5,000円を差し引いた額の10%(内訳Ⅱ 県民税4% 市民税6%)が個人住民税から控除されます。ただし、控除対象となる寄附金額の合計が総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額の30%を超える場合には、寄附金額ではなく、当該総所得金額等の30%相当額が控除対象額となります。

※控除を受けるには、申告の際に支払を証明する書類が必要ですが。